

今治市販路開拓支援事業費補助金

Q & A

Q1 補助対象者について

Q1-1 : 個人事業主ですが応募できますか。

A1-1 : 応募できます。

Q1-2 : これから創業する予定ですが、応募できますか。

A1-2 : 応募できます。

Q2 補助対象事業について

Q2-1 : 自社ドメインのECサイトを作成し、消費者へ販売することは対象になりますか。

A2-1 : 対象になります。また、自社ドメインのECサイトを消費者が購入できるように改修する経費も補助対象です。

Q2-2 : 既にECサイトに店舗していますが対象になりますか。

A2-2 : 下記のケースであれば対象となります。

国内向けECサイトの場合

- (1)別のECサイトへの新規での出店
- (2)既出店ECサイトへの「新たな商品」の出品

海外向けECサイトの場合

- (1)既出店ECサイトとは別の国・地域を対象とするECサイトへの新規での出店
- (2)同一の国・地域でも別のECサイトへの新規での出店
- (3)既出店ECサイトへの「新たな商品」の出品

Q3 補助対象経費について

Q3-1 : 販売用商品の仕入れ代金は対象になりますか。

A3-1 : 対象になりません。

Q3-2 : ECサイトへの出品作業などパソコンが必要となりますが、補助対象になりますか。

A3-2 : 機械又は備品の購入費用は補助対象外です。

Q3-3 : 同一期間内に本補助金と国や県の他の補助金の両方を利用することはできますか。

A3-3 : 同一内容・同一費目に対する本制度以外の補助事業との重複利用は認められません。(例えば、他の補助制度(中小企業庁「JAPANブランド育成支援等事業費補助金」、デジタルツール等を活用した海外需要拡大事業費補助金)等でECサイト出店料補助を受けている場合、本補助金においてはECサイト出店料補助を受けることはできません。)

Q4 補助対象経費について

Q4-1 : 補助対象経費となるものはどのようなものですか。

A4-1 : HPに掲載している 3.補助対象経費をご参照ください。なお、その中で補助対象外となる例を下記に記載していますので、ご確認ください。

補助対象経費	補助対象外となる例
① 展示会の出展に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナー・レクチャー・体験会等に係る経費や場所代又は参加費、招待券購入費、懇親会・パーティ参加費、来場者サービスに係る経費、駐車場代等、出展に直接関係ない経費 ・共同キッチンや共同商談エリア、チラシ設置所等、自社小間以外のスペースに係る経費 ・他社や他社商品・サービスの内容が含まれる展示(共同出展)や、他社名のみを掲示した展示に係る経費 ・キャンセル料、協賛金 ・申請者が主催・共催となって開く展示会に係る小間スペース料、レンタルスペース代 ・展覧会等、小間を設けず自社の商品・サービス等を陳列する場合に係るスペース代
	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料、交通費、レンタカー代、ガソリン代、宿泊費、保険料、スタッフ用備品に係る経費、飲食費、雑費等の間接経費 ・商品サンプル等に係る経費(展示用商品、商品サンプル、パッケージ等) ・人件費とみなされる経費(コンパニオン、アルバイト、通訳、モデル、カメラマン等) ・他の用途にも使用できるものに係る経費(はがき、試供品、ノベルティ)
	<ul style="list-style-type: none"> ・内容が不明な輸送物や、輸送以外(保管、設置等)に係る経費 ・自社から展示会場への輸送の際に、輸送に必須ではない地点を經由している場合 ・レンタカー代、駐車場代、ガソリン代等自社で運送する場合の経費、スタッフ用備品等の展示に関わらない物品の輸送費
② ⑤ 広報促進費(展示会・ECサイト)	<ul style="list-style-type: none"> ・紙媒体以外の印刷に係る経費(布・プラスチック等の素材への印刷) ・紙媒体への印刷を伴わない、デザイン制作等のみの経費 ・他の用途にも使用できるものに係る経費(はがき、試供品、ノベルティ等) ・外注せずに、自社で制作した印刷物の経費 ・自社又は自社で取り扱う商品・サービスであることが確認できないもの ・パッケージ等、自社の商品・サービスの原価に相当する経費 ・助成対象とした制作物を販売などし、直接・間接的に収益を得ること
	<ul style="list-style-type: none"> ・外注せず、自社で制作した動画制作の経費 ・自社又は自社で取り扱う商品・サービスであることが確認できないもの ・助成対象とした動画により直接的に収益を得ること
	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンサー(YouTuber、インスタグラマー等)へのプロモーション代行に係る経費 ・スポンサー契約及び協賛に関する経費 ・自社で制作した PR 広告の経費 ・自社又は自社で取り扱う商品・サービスであることが確認できないもの

<p>初期登録等の経費 ③ECサイト出店・ 出品にかかる</p>	<p>・運用サービス、その他オプション費用等</p>
<p>web サイト制作 ④ECサイトの出店・ 出品に関する自社</p>	<p>・自社 web サイト以外のサイト制作の経費 ・外注せずに自社で制作した web サイト制作に係る経費 ・ソフトウェア・ライセンスに係る経費 ・レンタルサーバー費・保守管理費等のサイト運用に係る経費</p>
<p>⑤ECサイトの出店・出品に 関する委託費</p>	<p>・実績報告提出時の成果物に必要な事項※が含まれていないもの ・自社の商品・サービスに直接関係がないと思われる調査・委託に関する経費 ・本助成金の申請に係る専門家に支払う謝金 ・マーケティング調査の実施に伴う機材の購入費、ノベルティ・謝礼、交通費等 ・外部に委託されていない一切の経費(委託先以外に自費で支払った経費等)</p> <p>必要事項※</p> <p>マーケティング調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査の目的、項目、範囲(エリア・年齢・性別等)、期間、調査数、調査の分析結果等 ・委託先からの委託先情報(連絡先等)を記載した成果報告書 <p>デザイン・コンセプト設計書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改良する予定の商品・サービスに対する仕様・設計・意匠 ・委託先からの委託先情報(連絡先等)を記載した成果報告書

Q5 その他

Q5-1 : 本Q&Aに記載されていない注意事項はありますか。

A5-1 : 本Q&Aに記載されている内容は、代表的な質問に対する回答です。ご不明な点は下記までお問い合わせください。

〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1

今治市役所 産業振興課 担当:加藤、鍛谷、大船

TEL:(0898)36-1540 FAX:(0898)33-8066